



アルバイトは
モノ
食品じゃない。

© タイトル：ブラックジャックによるしく／佐藤秀峰

『鮮度』なんて言わないで!!

**(株)シャノアールは真摯な謝罪と、
不当な雇い止めを撤回して下さい。**

■「契約更新4年制限」の不利益変更と、アルバイト一斉雇い止めを強行。

(株)シャノアールが経営する「カフェ・ベローチェ」では、これまでアルバイトの契約更新に制限はありませんでした。しかし2013年、アルバイトの声を無視して「契約更新4年制限」を導入、しかもすでに4年以上働いていた現場のベテランをすべて雇い止めにしました。私たち首都圏青年ユニオンは「一方的な不利益変更は認められない」と会社と交渉。結果、ユニオン組合員ら(女性数名)については「従来通り、更新に制限なし」を勝ち取りました。しかし……。

■突然の和解反故。そして「鮮度」発言

和解文書の調印の直前、突然会社は約束を反古にしてユニオン組合員に対しても雇い止めを強行しました。会社の対応は不誠実交渉であり違法です。あまつさえ「企業にとってアルバイトが入れ替わることにメリットがある。会社ではそれを『鮮度』と呼びます」と発言。「女性蔑視は許されない」「約束を守れ」を掲げ、ユニオン組合員とともに雇い止め撤回などを求め、東京地裁へ提訴しました。

■会社の主張に、法廷も騒然。

(株)シャノアールは、現場で事実上社員並みに切り盛りしているアルバイトに対して、「そんなに働かせていない」「雇い止めは問題ない」と裁判でごまかしています。これに対し、私たちはアルバイトの就労実態について

証拠資料を提示し、「アルバイトでも簡単に雇い止めはできない」と闘ってきました。証人尋問では「鮮度」発言を認め、「交渉の権限無かった」と当時の交渉担当した本社幹部が発言し、法廷も一時騒然としました。

当事者の声（裁判意見陳述書より抜粋）

私は2003年にカフェ・ベローチェ千葉店のオープニングスタッフとして働き始めました。時間帯責任者として、店長とほとんど同じ仕事を任されるようになりました。それ以来、営業中の売上管理やシフトの管理、後輩従業員の教育、在庫と発注数のチェック、クレーム対応、鍵管理など責任の重い仕事をこなしてきました。お店を支えてきたのは、私を含めたベテランのスタッフです。

2012年3月、事務所で店長から突然、「来年の3月で更新できなくなるみたいです」と告げられ、私が「それってクビにするという意味ですか？」と聞き返したところ、「そういうことになるみたいです」と、全くの他人事のように返答されました。私は労働組合に加入し、「なぜ辞めなければならないのでしょうか」、「ここで働きたい」と、会社に対し訴えてきました。

ところが、団体交渉で会社側の述べる理由は二転三転し、全く一貫性がありませんでした。ある時は、「大学生は4年で就職するから」と言われ、ある時は、「アルバイトが契約社員より長く働けるのはおかしいから」と言われました。また、「店長より年上のアルバイトは使いにくいから」と説明されたときもありました。私が納得できる理由は、一度として示されることがありませんでした。

雇い止めされてしまった以降、生活の糧を得ていた職場、約9年間私の生活と深く結びついていた職場を失った喪失感が、募っています。そして、女性として、人間としての価値も否定されたことは、どうしても許すことができません。

■マスコミ各紙も注目。TV 東京「ガイアの夜明け」でも追求

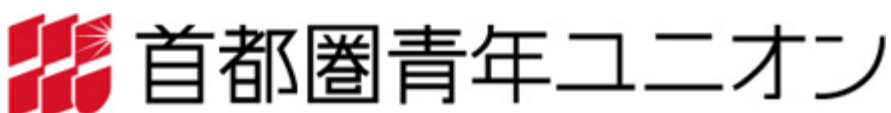
㈱シャノアールとの闘いは、「ガイアの夜明け」でも取り上げられました。会社は裁判と同じように「学生だから4年で雇い止めにした」と開き直る姿が放映され、「生活苦の学生を現状知らない」「学生をバカにしている」と批判の声があがっています。ブラック企業、ブラックバイト問題が社会問題になる中、社会的責任をもつ企業として、「アルバイトでも大事にする企業」「ルールを守る企業」への転換が必要ではないでしょうか。



■㈱シャノアールは「口外禁止ないなら和解しない」と東京地裁での和解を蹴り、反省の色なし。

今年6月、東京地裁での和解協議の際に、裁判官が和解案されました。ユニオンとの和解を反故にした違法性と、「鮮度」発言の事実を確認し謝罪する条項が盛り込まれた和解案でしたが、㈱シャノアールは「口外禁止ないなら和解しない」とし和解は決裂しました。裁判官からは「アルバイトだけでなく、社員も長く働けない企業はいかなるものか」と苦言を呈する有り様です。

私たち首都圏青年ユニオンは、㈱シャノアールに対して、真摯な謝罪と不当な雇い止め撤回を求め、最後まで闘っていきます。ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。



アルバイト・派遣・パートタイム・契約職・正社員、どんな職業・働き方でも誰でも一人でも入れる、若者のための労働組合

TEL:03-5395-5359 / E-mail: union@seinen-u.org